

地方独立行政法人化とは・・・

泉佐野市は、市立泉佐野病院を平成23年4月を目標に地方独立行政法人へ移行する準備を進めています。

地方独立行政法人とは

※病院や学校、研究所など



地域において公共上の見地から確実に実施されることが必要な事業で、民間では必ずしも実施されない恐れがあるものを、効率的かつ効果的に行わせることを目的に市が設立する法人のことをいいます。

地方独立行政法人には、公的サービスをきちんと提供する役割が法律上位置付けられています。

救急医療をはじめ、災害医療、周産期医療、高度医療など、採算性が低くても市民にとって真に必要な医療を提供するために必要な財源は市が措置します。

地方独立行政法人の特徴

★**自主性**・・・経営の責任と権限が明白になると同時に、機動性・弾力性が格段に向上します。
これまでの地方自治法・地方公務員法などによる縛り、市長や議会の事前関与・統制が極力廃され、理事長の自己責任が徹底されることとなります。

→ これまでのように職員定数の制約を受けずに、医療制度改革など迅速に対応した人材確保を図ることが可能となるほか、業務実績に応じた独自設計の給与制度、予算科目や年度に縛られない契約や予算運用が可能となるなど、機動的に運営できます。

★**目標管理**・・・市から指示された中期目標を達成するために、独立行政法人は中期計画を作成して議会の議決を経て認可された上で実行します。

→ その目標が達成されたかどうかは市の評価委員会が毎年チェックして、更に中期計画期間終了後は、成果を総合評価することとなります。このように目標管理の制度化によって効率的な経営と質の高い住民サービスの提供を確保します。

★**透明性**・・・経営状況などは公表・報告する義務があります。

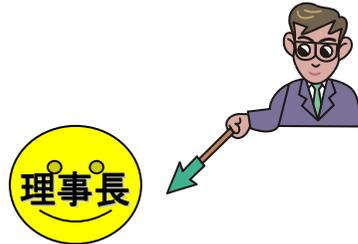
→ 中期目標・中期計画・年度計画の公表、複式簿記等の企業会計的手法の採用、決算報告書・事業報告書・財務諸表の作成・公表、会計監査等により透明性を確保します。

★**公共性**・・・市が100%出資する法人が運営する「市立病院」であり、法的に公共性を担保しています。

→ 定款などの議会議決、市からの財源措置、評価委員会による評価・改善勧告などが制度化されています。



病院運営のしくみ



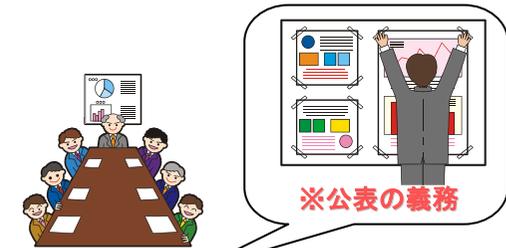
①市長が責任者である理事長を任命します。



②「中期目標」(法人が達成すべき業務運営に関する目標など)を示します。



③その「中期目標」を実現するための「中期計画」を作成します。



④「中期目標」と「中期計画」は公表が義務付けられており、承認、認可にあたっては、市民の代表である議会の議決が必要です。



⑤法人は各年度の「年度計画」を策定します。



⑥市が設置する評価委員会が計画の実施状況を評価し、業務運営の改善その他の勧告を行います。

主要業務フロー

目標による管理と評価の仕組み



流れと情報公開の徹底の義務

- * **中期目標** 市が策定し、議会の議決を経て法人へ指示
- ↓
- * **中期計画** 中期目標を基に法人が作成し、議会の議決を経て市が認可
- ↓
- * **年度計画** 法人が作成し、市に届出

- * **評価委員会** 各年度及び中期目標期間の業務実績を評価し、必要に応じ法人に改善勧告
↳ 評価・改善勧告を市に報告、市は議会に報告

- * **市** 各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告
↳ 中期目標期間終了時に、市が法人継続の必要性・組織業務の全般的検討・所要の措置を立案して評価委員会に措置の意見聴取し、法人へ所要の措置の指示

ここがポイント!

POINT

中期目標・中期計画・年度計画は
公表する義務がある



地方独立行政法人化 Q & A

Q1. どうして地方独立行政法人に移行する必要があるのですか？

A1. 医師不足問題や医療制度改革など、病院を取り巻く環境は厳しく、また、目まぐるしく変化しています。地方独立行政法人への移行は職員採用・予算・業務の専門性の維持向上面で決断・実行の迅速化を図れるなど、自立的・弾力的な経営を可能とするもので、これからも「市立病院」としての役割を担っていくためには法人への移行が必要です。

Q2. 地方独立行政法人になると民間病院になって、「市立病院」ではなくなるのですか？

A2. 民営化するものではありません。市が100%出資して設立する法人が運営しますので、「市立病院」としてこれまでどおり公的な役割を果たし、市民に必要な医療を提供していきます。

Q3. 市民に必要な医療は確実に実施されるのですか？

A3. 法人に移行しても、「市立病院」としての役割は変わりません。公的サービスをきちんと提供する役割が、法律上位置付けられています。救急医療をはじめ、災害医療、周産期医療、高度医療など市が示す中期目標を達成するために、採算性が低くても市民にとって真に必要な医療を提供していきます。そのための必要な財源は市が措置します。つまり、公的機能を維持するための財源は市が確保していくということです。

Q4. 法人になった場合、どのようなメリットがありますか？

A4. 自主性・目標管理・透明性・公共性により、効率的な経営と質の高い医療の提供、そして、患者サービスの向上などにもつながる効果を発揮できることとなります。

地方独立行政法人化 Q & A

Q5. 評価委員会とは何ですか？

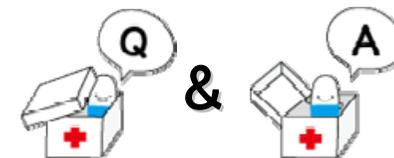
A5. 評価委員会は市に設置される附属機関で、法人の業務の公共性や透明性を確保するため、住民の視点に立って、単に経営的な評価だけでなく、社会的な観点からも評価するものとされています。
具体的には、中期目標・中期計画を策定する際の意見聴取、各事業年度・中期目標期間の業務実績の評価、また、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方の検討や業務改善勧告を行うなど重要な役割を担っています。

Q6. 中期目標とはどのようなものですか？

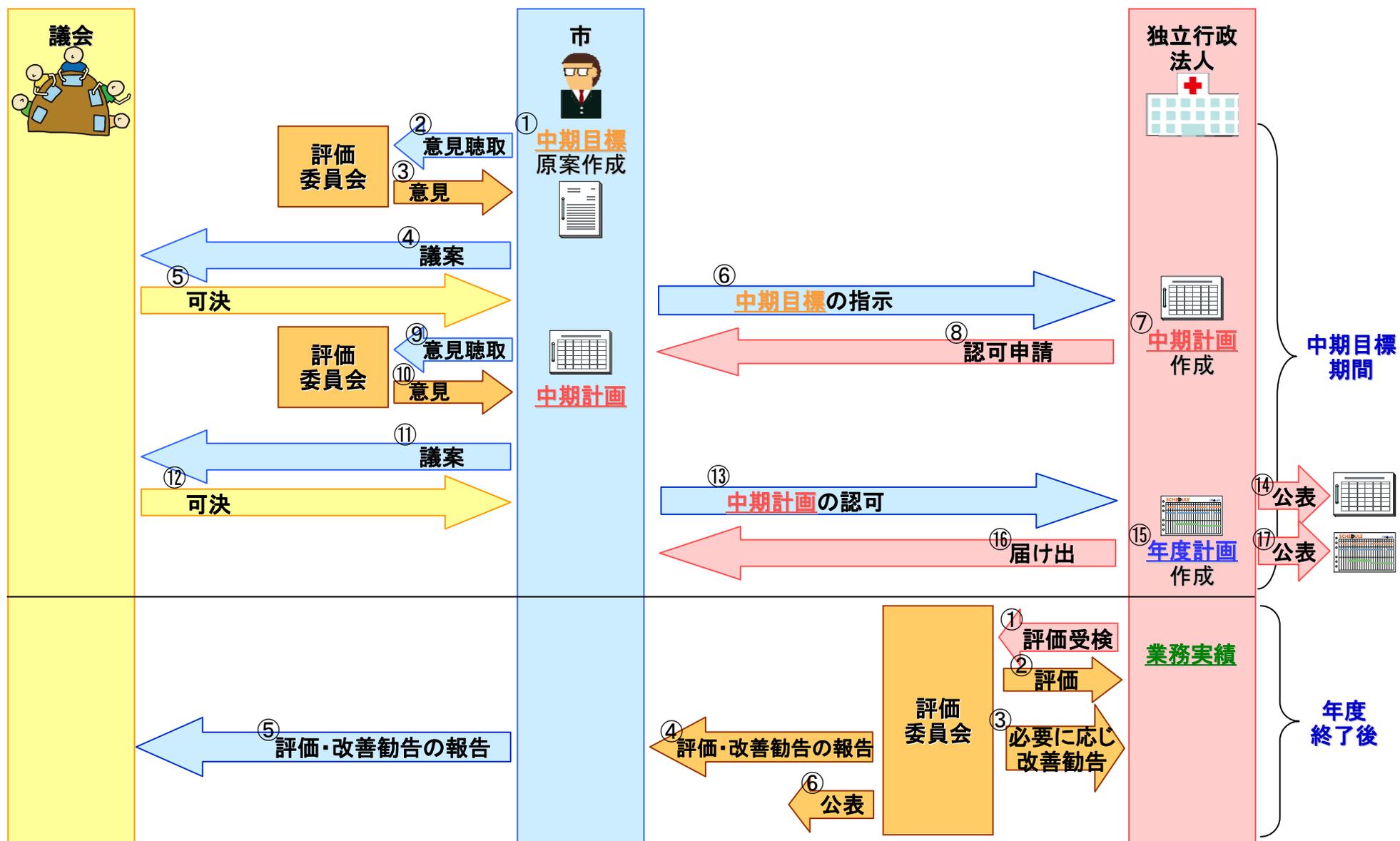
A6. 3年以上5年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標とされており、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経て市長が法人に指示することとなっています。
中期目標には、提供する医療の内容や業務・サービスの質の向上に関すること、業務改善や効率化に関すること、経営改善に関することなどが規定されます。

Q7. 中期計画とはどのようなものですか？

A7. 独立行政法人は、市長から指示された中期目標を達成するための計画(中期計画)を作成し、市長の認可を受けなければならないとされており、評価委員会の意見を聴くとともに議会の議決を経て市長が認可することとなっています。
中期計画には、中期目標に掲げる事項を達成するためにとるべき措置や予算・収支計画などが規定されます。



主要業務フロー図 < 中期目標期間 (3~5年) >



主要業務フロー図 < 中期目標期間終了後 >

